

平成二十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号

フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第十九条第一項及び第二項、第二十三条第一項並びに第二十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、フロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令を次のように定める。

（用語）

第一条 この命令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（フロン類算定漏えい量の算定の方法）

第二条 法第十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める方法は、第一種特定製品の管理者が管理する全ての管理第一種特定製品（その者が連鎖化事業者である場合にあっては、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業（第五条第二項において「連鎖化事業」という。）の加盟者が管理第一種特定製品の使用等に関する事項であつて第五条で定めるものに係るものとして使用等をする管理第一種特定製品を含む。）について、フロン類の種類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成二十六年経済産業省・環境省令第七号）第一条第三項に規定するフロン類の種類をいう。以下この条及び第四条第二項において同じ。）ごとに、第一号に掲げる量から第二号に掲げる量を控除して得た量（第四条第二項第五号及び第六号において「実漏えい量」という。）に、第三号に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該フロン類の種類ごとに算定した量（トンで表した量という。）を合計する方法とする。

一 前年度（年度は、四月一日から翌年三月三十一日までをいう。次号及び第四条第二項において同じ。）において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において当該管理第一種特定製品に冷媒として充填したフロン類の量（当該管理第一種特定製品の設置の際に当該管理第一種特定製品に冷媒として充填した量を除く。）の合計量（キログラムで表した量をいう。次号において同じ。）

二 前年度において当該管理第一種特定製品の整備が行われた場合において回収したフロン類の量の合計量

三 当該管理第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。）（特定漏えい者）

第三条 法第十九条第一項の主務省令で定める者（以下「特定漏えい者」という。）は、前条に定める方法により算定されたフロン類算定漏えい量が千トン以上である者とする。

（フロン類算定漏えい量等の報告の方法等）

第四条 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、毎年度七月末日までに、同項の主務省令で定める事項を記載した報告書を提出して行わなければならない。

2 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定漏えい者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 特定漏えい者において行われる事業

三 前年度におけるフロン類算定漏えい量

四 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量並びに当該フロン類の種類ごとの量を都道府県別に区分した量及び当該都道府県別に区分した量を都道府県ごとに合計した量

五 前年度におけるフロン類の種類ごとの実漏えい量及び当該フロン類の種類ごとの実漏えい量を都道府県別に区分した量

六 特定漏えい者が設置している事業所のうち、一の事業所に係るフロン類算定漏えい量が千トン以上であるもの（以下この号において「特定事業所」という。）があるときは、特定事業所ごとに次に掲げる事項

イ 特定事業所の名称及び所在地

ロ 特定事業所において行われる事業

ハ 前年度における特定事業所に係るフロン類算定漏えい量

ニ 前号に掲げる量について、フロン類の種類ごとの量

ホ 前年度における特定事業所に係るフロン類の種類ごとの実漏えい量

三 特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、法第二十三条第一項の規定による提供の有無を明らかにして行うものとする。

四 二以上の事業を行う特定漏えい者が行う法第十九条第一項の規定による報告は、当該特定漏えい者に係る事業を所管する大臣に対して行わなければならない。

五 第一項に規定する報告書の様式は、様式第一によるものとする。

（連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め）

第五条 法第十九条第二項の主務省令で定める事項は、加盟者が第一種特定製品の管理者となる管理第一種特定製品の機種、性能又は使用等の管理の方法の指定及び当該管理第一種特定製品についての使用等の管理の状況の報告に関する事項とする。

二 連鎖化事業者と当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は当該事業を行う者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに前項に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に同項の定めがあるものとみなす。

（フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の提供）

第六条 特定漏えい者が行う法第二十三条第一項の規定による情報の提供は、第四条第一項に規定する報告書に、様式第二による書類を添付することにより行うことができるものとする。

（磁気ディスクによる報告等の方法）

第七条 磁気ディスクにより法第十九条第一項の規定による報告又は法第二十三条第一項の規定による提供をしようとする者は、第四条第一項及び前条の規定にかかわらず、これらの条項に規定する書類に記載すべき事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

二 磁気ディスクにより法第二十一条第一項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の請求をしようとする者は、法第二十一条第二項各号に掲げる事項を記録した磁気ディスク及び様式第三による磁気ディスク提出票を提出することにより行わなければならない。

（磁気ディスクによる開示の方法）

第八条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十二条（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第二十一条第一項（法第二十三条第五項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第九条 この命令において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号。以下この条、第十一条及び第十二条において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる申請等（情報通信技術活用法第三条第八号に規定する申請等をいう。）は、法第十九条第一項の規定による報告及び法第二十三条第一項の規定による提供（以下「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第十条 電子情報処理組織を使用して報告等を行うとする特定漏えい者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を環境大臣又は経済産業大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした特定漏えい者に識別符号を付与するものとする。

3 第一項の規定による届出をした特定漏えい者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を環境大臣又は経済産業大臣に届け出なければならない。

4 環境大臣又は経済産業大臣は、第一項の規定による届出をした特定漏えい者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないとき、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第十一条 電子情報処理組織を使用して報告等を行うとする特定漏えい者は、当該報告等を書面等（情報通信技術活用法第三条第五号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定漏えい者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

（報告等において名称を明らかにする措置）

第十二条 報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術活用法第三条第六号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術活用法第六条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第十条第二項の規定により付与された識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行うとする特定漏えい者の使用に係る電子計算機から入力することとをいう。

附 則

この命令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成二八年三月二九日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）
この命令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第二号）
この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和元年二月一六日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第四号）
この命令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和三年一月二二日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第一号）
（施行期日）
第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この命令の施行の際現にあるこの命令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この命令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この命令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1（第4条関係）

（表面）
様式第1（第4条関係）

フロン類算定漏えい量等の報告書

年 月 日

事業所管大臣 殿

報告者 住 所 〒
氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項の規定により、フロン類算定漏えい量等に関する事項について、次のとおり報告します。

特 定 漏 え い 者 コー ド									
特 定 漏 え い 者 の 名 称 (前回の報告における名称)	(ふりがな)								
所 在 地 (ふりがな)	〒 ー 都道府県 市区町村								
商 標 又 は 商 号 等									
主 たる 事 業							事 業 コー ド		
主 たる 事 業 を 所 管 す る 大 臣									
フ ロ ン 類 算 定 漏 え い 量	第1表、第2表及び別添のとおり								
その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	1. 有 2. 無								
担 当 者 (問い合わせ先)	部 署								
	氏 名	(ふりがな)							
	電 話 番 号								
	メールアドレス								
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日	年 月 日						

備考 1 本報告書は、特定漏えい者ごとに作成すること。
2 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 特定漏えい者が連鎖化事業者に該当する場合にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。
5 主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者については、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について裏面に記載すること。
6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
7 衆の欄は、記載しないこと。
8 報告書及び別添の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(裏面)

1	事業の名称	事業コード				
	当該事業を所管する大臣					
2	事業の名称	事業コード				
	当該事業を所管する大臣					
3	事業の名称	事業コード				
	当該事業を所管する大臣					

備考 二以上の業種に属する事業を行う特定漏えい者にあつては、番号1から3までの欄に、主たる事業以外の事業の名称を日本標準産業分類の細分類に従って記載すること。また、番号3までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

【特定漏えい者単位の報告】

漏えい年度： 年度

第1表 特定漏えい者のフロン類算定漏えい量

フロン類 の種類	①		②		③		④		⑤		合計
	算定 漏えい量 t-CO ₂	実 漏えい量 kg	算定 漏えい量 t-CO ₂	実 漏えい量 kg	算定 漏えい量 t-CO ₂	実 漏えい量 kg	算定 漏えい量 t-CO ₂	実 漏えい量 kg	算定 漏えい量 t-CO ₂	実 漏えい量 kg	
特定 漏えい者 全体											
都道府県											
1.											
2.											
3.											
4											

備考 1 漏えい年度の欄には、フロン類算定漏えい量の対象となる年度を記載すること。
2 ①～⑤の欄には、フロン類算定漏えい量等の内訳となるフロン類の種類を記載すること。⑤欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
3 番号1～4の欄には、都道府県名を記載すること。番号4の欄までで記載できない場合は、欄の追加を行うこと。

第2表 特定漏えい者が設置する特定事業所の一覧

特定事業所番号	特定事業所の名称	特定事業所の所在地	特定事業所において行われる事業				
			事業コード		事業の名称		
1		〒					
2		〒					
3		〒					
4		〒					
5		〒					
6		〒					
7		〒					
8		〒					
9		〒					
10		〒					

備考 1 本表には、特定漏えい者が設置している全ての特定事業所について必要事項を記載すること。特定事業所番号10までの欄で記載できない場合は、欄の追加を行うこと。
2 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
3 本表に記載した特定事業所については、当該特定事業所ごとのフロン類算定漏えい量等を、別紙を添付することにより報告すること。

(別紙) 【特定事業所単位の報告】

		特定事業所番号											
特定事業所の名称 (ふりがな) (前回の報告における名称)													
所在地 (ふりがな)	〒	一		都道府県				市区町村					
特定事業所において行われる事業													
特定漏えい者コード													※
都道府県コード				事業コード									
フロン類算定漏えい量 別紙第1表のとおり													
その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)												1. 有 2. 無	
担当者 (問い合わせ先)	部署												
	(ふりがな)氏名												
	電話番号												
	メールアドレス												

備考 1 本別紙は、第2表に記載する特定事業所ごとに作成すること。
2 特定事業所番号の欄には、第2表の特定事業所番号を本別紙の各ページに記載すること。
3 前回の報告における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
4 特定事業所において行われる事業の欄には、日本標準産業分類の細分類に従って事業コード及び事業の名称を記載し、二以上の業種に属する事業を行う特定事業所にあつては、そのうちの主たる事業を記載すること。
5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
6 その他の関連情報の提供の有無の欄は、法第23条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をすること。
7 ※の欄には、記載しないこと。

- ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
- 3 全ての欄に記載する必要はないこと。
- 4 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
- 5 特定漏えい者コード、都道府県コード及び事業コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、それぞれ特定漏えい者、都道府県及び事業ごとに付された番号を記載すること。
- 6 フロン類算定漏えい量の増減の状況に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
- 7 フロン類算定漏えい量の管理第一種特定製品の種類ごとの内訳等に関する情報の欄には、フロン類算定漏えい量について、管理第一種特定製品の種類ごとの内訳及び製品の台数並びに年間漏えい率及びその算定方法等を記載することができる。
- 8 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る取組、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入の状況等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果と併せて記載することができる。
- 9 フロン類算定漏えい量の削減に関し実施を予定している措置に関する情報の欄には、特定漏えい者又は特定事業所における管理第一種特定製品の管理の適正化に係る計画、フロン類代替物質を使用した製品又は使用フロン類の環境影響度が低い製品の導入に関する計画等について記載することができる。その際、フロン類算定漏えい量の削減効果の見込みと併せて記載することができる。
- 10 担当者の欄は、フロン類算定漏えい量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
- 11 ※の欄には、記載しないこと。
- 12 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第7条関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

磁気ディスク提出票

年 月 日

事業所管大臣
(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住所 〒
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

担当者 部署
(関与姓) 氏名

電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告（第21条第1項（第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求）（第23条第1項の規定による提供）に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録した磁気ディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されている磁気ディスクに記録された事項は、事実と相違ありません。

1. 磁気ディスクに記録された事項
2. 磁気ディスクと併せて提出される書類

- 備考
- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 宛先の欄には、法第19条第1項の規定による報告又は法第23条第1項の規定による提供にあっては事業所管大臣、法第21条第1項（法第23条第5項において準用する場合を含む。）の請求にあっては環境大臣、経済産業大臣又は事業所管大臣を記載する。
- 3 磁気ディスクに記録された事項の欄には、磁気ディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上の磁気ディスクを提出するときは、磁気ディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載する。
- 4 磁気ディスクと併せて提出される書類の欄には、当該報告の際に本票に添付されている磁気ディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載する。
- 5 該当事項がない欄は、記載しないこと。
- 6 提出票の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第4（第10条第1項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住所 〒
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先	
特定漏えい者コード	
特定漏えい者の名称	
特定漏えい者の所在地	〒
担当者	部署
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第10条第3項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用変更届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住所 〒
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先	
特定漏えい者コード	
特定漏えい者の名称	
特定漏えい者の所在地	〒
担当者	部署
	氏名
	電話番号
	メールアドレス

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
4 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第6（第10条第3項関係）

※受理日	年 月 日
※整理番号	

電子情報処理組織使用廃止届出書

年 月 日

(環境大臣)
(経済産業大臣)

殿

提出者 住所 〒
氏名

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第19条第1項の規定による報告及び第23条第1項の規定による提供に係る電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

識別符号（ ）

作成担当者連絡先

特定漏えい者コード									
特定漏えい者の名称									
特定漏えい者の所在地	〒								
担当者	部 署								
	氏 名								
	電話番号								
	メールアドレス								

- 備考 1 ※の欄には、記載しないこと。
2 宛先の欄には、環境大臣又は経済産業大臣を記載すること。
3 識別符号の欄には、第10条第2項に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が付した識別符号を記載すること。
4 特定漏えい者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定漏えい者ごとに付された番号を記載すること。
5 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。